

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2021/12/6号 (No. 443)

=====

○ 法律・法規等

1. 北京市人代常務委、「北京市知財保護条例」で2次審議(中国打撃侵権工作網 2021年11月26日)
2. 香港政府、著作権制度の改正で公衆諮詢を実施(香港知識産権署公式サイト 2021年11月24日)

○ 中央政府の動き

1. 國務院、知的財産権保険業務の試行を推進(中国保護知識産権網 2021年12月1日)
2. 中国国家知識産権局と英国知的財産庁、長官会合を開催(国家知識産権網 2021年12月1日)
3. 国家知識産権局とデンマーク特許商標庁、知財協力覚書を締結(国家知識産権網 2021年12月1日)
4. 「小さな巨人」企業に向け國務院が新たな支援策、「知財優勢企業」5000社育成へ(中国知識産権資訊網 2021年11月29日)
5. 国家市場監督管理総局、営業秘密の保護強化に関するセミナーを開催(中国打撃侵権工作網 2021年11月29日)
6. 李克強総理が上海視察 「ビジネス環境を最適化し、知的財産権を厳格に保護」(中国知識産権資訊網 2021年11月26日)
7. CNIPA、第1陣の「重大な専利権侵害紛争の行政裁決申請」を受理(中国知識産権資訊網 2021年11月26日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京を世界的な科学センターとイノベーション基地に(北京市政府公式サイト 2021年11月24日)
2. 北京市知識産権局、「商標ブランド発展行動計画」を発表(国家知識産権網 2021年11月23日)

○ 司法関連の動き

1. 上海檢察院が記者発表会を開催 知財権利者の権益保護強化の実績を説明(中国打撃侵権工作網 2021年11月29日)
2. 中国政法大学、インターネット企業の知財司法保護報告書を発表(中国打撃侵権工作網 2021年11月29日)
3. 司法部、知的財産権関連業務を担う弁護士の育成を強化(国家知識産権戦略網 2021年11月29日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

1. 浙江省温州で知財保護共同法執行センターが設立(中国打撃侵権工作網 2021年11月26日)

【華南地域】

2. 広州、「GUCCI」「LV」など20の国際ブランドを守る「鉄拳行動」を実施(中国打撃侵権工作網 2021年11月25日)

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

1. 一汽VW、吉林省長春市で新しい技術開発センターを開設(CHINA DAILY 2021年11月30日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. OPPOとシズベル社、長年の標準必須特許紛争で和解(中国知識産権資訊網 2021年11月25日)
2. 抗うつ薬関連研究分野の特許出願、中国が世界5位(中国知識産権資訊網 2021年11月22日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

- ★★★1. 北京市人代常務委、「北京市知財保護条例」で2次審議★★★

北京市人民代表大會常務委員會が11月25日、第35回會議を開催し「北京市知的財産権保護條例（草案）」をめぐる第2回目の審議を行った。

北京で大型イベントなどが多く開催されているといった現状を踏まえて、2次審議に提出された草案に、スポーツや文化イベントにおける知財保護関連の規定が追加された。また、知的財産権の司法保護強化を念頭に、北京知識産権法院と北京インターネット法院による知財裁判の機能強化を後押しすることや、権利者への司法救済サービスの提供などを求めた。

このほか、知的財産権に関する信用評価と信用喪失懲戒体制の整備、行政処罰情報の公開などに関する内容が盛り込まれている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2021年11月26日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xwfb/gnxw/202111/362565.html>

★★★2. 香港政府、著作権制度の改正で公衆諮詢を実施★★★

香港特別行政区政府知識産権署は11月24日、香港の著作権制度の改正について住民から意見を求める公衆諮詢（意見募集）を始めた。来年2月23日まで3ヶ月にわたって実施する。

香港は2006年からデジタル環境における著作権の保護強化について3回の公衆諮詢を行い、2011年と2014年に立法会に条例草案を提出したが、いずれも採択されなかった。今回の公衆諮詢のために公表された文書に、専有伝播権利や関連の侵害行為に関わる刑事責任などの内容が盛り込まれている。同文書は商務と経済發展局の公式サイト（www.cedb.gov.hk/citb）と知識産権署の公式サイト（www.ipd.gov.hk）に掲載されている。意見提出の方法は以下の通り。

▽電子メール co_consultation@cedb.gov.hk

▽FAX 2147 3065

▽書簡 宛先は香港添馬添美道2号政府總部西翼23階 商務と經濟發展局 工商と旅游科 第3部

(出典：香港知識産権署公式サイト 2021年11月24日)

<https://sc.isd.gov.hk/TuniS/www.info.gov.hk/gia/general/202111/24/P2021112400476.htm>

○ 中央政府の動き

★★★1. 国務院、知的財産権保険業務の試行を推進★★★

国務院はこのほど、「北京城市副中心（副都心）の高品質發展への支援に関する意見」（以下、意見）を配布し、科学技術型企業に適した融資サービス業務の展開を後押しし、知財保険業務の試行を推進する方針を明らかにした。

「意見」は、科学技術型企業に適した融資サービス業務の展開を後押しすることや、知的財産権保険業務の試行を推進し、科学技術イノベーションを強力にサポートすることとしている。また、▽次世代の情報技術、インテリジェント製造などの分野に焦点を当て、国家レベルの重大な科学技術プロジェクトと応用モデルプロジェクトを実施し、革新チェーン、産業チェーンを都市の副中心と周辺地域に配置し、デジタル経済を大いに發展させる▽第5世代移動通信(5G)ネットワーク、人工知能(AI)、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、インターネットプロトコル第6版(IPv6)などをめぐって、デジタルの新インフラ整備を急ぎ、スマート都市などの建設をサポートしていく——などの方針を明らかにした。

(出典：中国保護知識産権網 2021年12月1日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qt/202112/1966648.html>

★★★2. 中国国家知識産権局と英国知的財産庁、長官会合を開催★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)と英国知的財産庁(UKIPO)が先日、協力関係確立25周年を記念するイベントとして、ビデオ會議形式での長官会合を開催した。申長雨局長とティム・モス(Tim Moss)長官が出席し、25年間の知財協力成果を回顧した後、今後の実務協力を一層強化したいとの期待を示した。

CNIPAとUKIPOは1996年に協力覚書を締結して以来、多くの実務レベルの協力事業を実施し、両国の知的財産権体制とビジネス環境の最適化を促進してきた。今回會合において、双長官はそれぞれの最新の動きを紹介し、2022年の活動計画に調印した。また、特許審査官や商標審査官の交流、2022年中英知的財産権シンポジウムの開催などについて意見を交わした。

(出典：国家知識産権網 2021年12月1日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/12/1/art_53_171788.html

★★★3. 国家知識産権局とデンマーク特許商標庁、知財協力覚書を締結★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長とデンマーク特許商標庁（DKPTO）のソレンセン長官がこのほどオンラインで会談を行い、知的財産権協力に関する覚書を締結した。

CNIPA と DKPTO が締結した初の知的財産権協力覚書について、申局長は、双方協力が新たな段階に入った証であるとの認識を示した後、これを基に法律、政策の交流を続け、特許審査ハイウェイ（PPH）協力を推進し、実務レベルの協力を一層深めていきたいと表明した。

ソレンセン長官は、双方の長年にわたる密接な関係と獲得した成果を評価し、今回覚書の締結を機に相互信頼を深め、両国の知的財産権の発展をともに推し進めていきたいと語った。

(出典：国家知識産権網 2021 年 12 月 1 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/12/1/art_53_171787.html

★★★4. 「小さな巨人」企業に向け国務院が新たな支援策、「知財優勢企業」5000 社育成へ★★★

国務院中小企業発展促進指導グループ弁公室は 2022 年末までに、優れたイノベーション能力を備え、成長が見込まれる「専精特新」中小企業を育成する支援策を刷新することが分かった。

「小さな巨人」企業とは、高い成長力を持つ新興中小企業の中で、特に「専門化・精密化・特徴化・革新化」という 4 つの優れた特徴を備えている企業を指す。国務院が新たに発表された支援策リストには、税収優遇、資金調達、協同革新、人材育成など 10 側面から 31 の具体的な任務が盛り込まれている。

企業のイノベーション能力の向上をめぐる、「リスト」は▽中小企業向けに研究開発から運用までの全過程において知財支援サービスを提供すること▽「全国知的財産権サービス万里行キャンペーン」を展開し、1 万社以上の中小企業を支援すること▽中小企業向けの知的財産権サービスの専門家チームを設置し、知財コンサルティングや知財情報サービスなどを無料で提供すること▽2022 年末までに、「小さな巨人」企業 5000 社を「知財優勢企業」（知的財産権分野で優位性を持つ企業）の育成対象に組み入れることなどを求めた。

(出典：中国知識産権资讯网 2021 年 11 月 29 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=132010

★★★5. 国家市場監督管理総局、営業秘密の保護強化に関するセミナーを開催★★★

11 月 24 日～26 日、国家市場監督管理総局が広東省の深セン、東莞などで企業視察を行い、営業秘密の保護強化と良好な市場環境の構築に関するセミナーを開催した。甘霖副局長が出席した。

甘霖副局長ら一行はファーウェイの団泊窪スマート製造生産基地や深セン市大疆創新科技有限公司、深セン（南山）営業秘密保護基地を視察した。セミナーにおいて、企業や業界協会、政府部門の関係者と専門家が営業秘密の保護活動に関する提案を行い、営業秘密保護の典型的事例について議論を交わした。一部地方の市場監督管理局からの責任者が営業秘密保護とイノベーション促進の成功例を紹介した。

在中国欧州商工会議所、中国電子商会、広州市黄浦区知的財産権保護企業協会、華東政法大学、武漢大学からの業界関係者、専門家と、北京や上海、江蘇、浙江、広東、深センなどの市場監督管理部門の責任者がセミナーに参加した。

(出典：中国打撃侵權工作網 2021 年 11 月 29 日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/gzdt/bmdt/202111/362667.html>

★★★6. 李克強総理が上海視察 「ビジネス環境を最適化し、知的財産権を厳格に保護」★★★

国務院の李克強総理は 11 月 22～23 日、上海を視察する際に、「知的財産権を厳格に保護して、さらに多くの外資系企業が安心して中国で投資・事業展開できるようにしなければならない」と強調した。

李総理は外高橋国際スマート製造産業パークを訪れ、ハイエンドのインテリジェント機器の開発状況などを視察した。外資系企業数社の責任者と意見交換を行う際に、李総理は「近年、中国は『放管服改革』（行政のスリム化と権限委譲、緩和と管理の結合、サービスの最適化）」を推し進め、ビジネス環境を改善し、投資のネガティブリストをさらに削減してきた」と話したうえで、「中国は対外開放の扉をさらに大きく開け放っていくと共に、知的財産権を厳格に保護して、さらに多くの外資系企業が安心して中国で投資・事業展開できるようにする」と強調した。

李総理はさらに、「中国企業は世界に目を向け、視野を広げ、開放の中で競争力を強化する必要がある。近く発効する RCEP によって、世界最大の自由貿易圏が誕生する。貿易と投資の自由化及び円滑化というチャンスをよりよく活用して、協力・ウィンウィンの空間を拡大する必要がある」との考え

を示した。

(出典：中国知識産権资讯网 2021 年 11 月 26 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=131979

★★★7. CNIPA、第 1 陣の「重大な専利権侵害紛争の行政裁決申請」を受理★★★

国家知識産権局（CNIPA）がこのほど、2 件の重大な専利権侵害紛争の行政裁決申請を受理した。改正専利法が正式に施行された後、国家レベルで受理された専利法第 70 条に基づく「重大な専利権侵害紛争の行政裁決事件」の第 1 陣となる。

2 つの事件は、同じ特許権について、請求人が 2 名の被請求人を相手に、別々に行政裁決請求を提出していたもので、CNIPA は 2 件の関連性を鑑み、合併審理を決定した。CNIPA はこれから、関連分野の技術調査官を選定し合議体を作り、専利法と「重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法」の関連規定に従い、適時に審理し裁決を行うとしている。

2020 年 10 月に改正された専利法の第 70 条第 1 項に「国务院専利行政部門は、専利権者又は利害関係人の請求により、全国で重大な影響を及ぼす専利権侵害紛争を処理することができる」ことが規定されている。このため、CNIPA が「重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法」を作成・公布し、今年 6 月 1 日、改正専利法の施行と同日に施行した。

(出典：中国知識産権资讯网 2021 年 11 月 26 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=131974

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京を世界的な科学センターとイノベーション基地に★★★

北京市政府がこのほど「第 14 次五カ年計画期間における北京国際科学技術イノベーションセンター整備計画」を発表した。2025 年をめどに北京国際科学技術イノベーションセンターがほぼ整備され、北京の国内総生産（GDP）に占める研究開発費の割合が約 6%で推移し、研究開発費全体における基礎研究費の比率が約 17%に達するなどの目標を明確にした。

同計画は、2025 年までにハイテク産業の付加価値額は年間 1 兆 2000 億元（約 21 兆 3000 億円）を超え、デジタル経済付加価値額の年平均成長率は 7.5%前後を維持し、就業者 1 万人あたりの研究開発者数を約 260 人に引き上げるとしている。

知的財産権関連では、同計画は北京市の知財保護システムを全面的に強化するよう求めている。知財関連の立法推進や、知的財産権の創造、運用、保護、管理、サービスといった全チェーンにおける総合管理体制の整備、企業による海外での知的財産権取得、国家レベルの知的財産権取引機構の設立、知財取引の新モデルの模索及び知的財産権の証券化、知的財産権の市場化運営へのサポートなどが盛り込まれている。

(出典：北京市政府公式サイト 2021 年 11 月 24 日)

http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202111/t20211124_2543346.html

★★★2. 北京市知識産権局、「商標ブランド発展行動計画」を発表★★★

北京の経済の高品質な発展を促進する上で商標戦略の後押し役としての役割を十分に果たし、企業が保有するブランドの影響力と競争力をさらに向上させることを狙いとし、北京市知識産権局が「北京市商標ブランド発展行動計画」を發布した。

同「行動計画」は総体要求、重点任务、保障措置の 3 部分からなる。商標登録の円滑化改革を機に、「企業の自主、市場の主導、政府の推進、社会の共同ガバナンス」を特徴とした商標ブランド発展メカニズムを構築し、商標ブランドの効果的な運用と全面的な保護を推進することや、ビジネス環境の最適化と企業のイノベーション能力、地域経済の核心的競争力の向上を絶えず推し進めることなど、企業の商標ブランドの海外進出やその国際影響力、競争力の向上を支援することとしている。

(出典：国家知識産権網 2021 年 11 月 23 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/23/art_57_171605.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 上海検察院が記者発表会を開催 知財権利者の権益保護強化の実績を説明★★★

11 月 25 日、上海市検察院が「知的財産権利者の合法的権益の保護強化」をテーマとした記者発表会を開催し、この分野の取り組みと実績を説明した。

同検察院の責任者によると、上海は 2013 年、知財関連犯罪の摘発で把握した情報を権利者に積極的に知らせる「権利告知制度」を全国で初めて導入し、刑事付帯民事訴訟への権利者の参与を促している。外国人権利者の場合は英語で権利義務告知書を送付するという。昨年、合わせて 1169 名の権利者に通知し、告知率は 99.69%に達している。

金銭的成本や時間的コストが高いなどの理由で訴訟を諦める権利者がすくなくならずいるといった状況を改善するために、上海の検察機関は検察段階での調停に積極的に取り組み、容疑者が権利者に合理的な賠償を行うよう働きかけている。昨年、このような賠償額は 5300 万元（1 元は約 18 円）に達し、今年は 1~9 月だけで 5700 万元を超えたという。

また、市検察院はこのほど、「知的財産権権利者が刑事訴訟に実質的に参与する事に関する規則」を發布し、権利者保護を核心とした全プロセス活動体制を確立した。

(出典：中国打撃侵権工作網 2021 年 11 月 29 日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202111/362634.html>

★★★2. 中国政法大学、インターネット企業の知財司法保護報告書を発表★★★

中国政法大学がこのほど、国内の大手インターネット企業による知的財産関連事件の原告勝訴率をまとめた報告書、「インターネット分野における知的財産権の司法保護に関するデータ分析」を発表した。

報告書は 2018~20 年にかけて、アリババ（Youku を含む）、テンセント、バイトダンス（ByteDance）、百度（iQiyi を含む）、網易（NetEase）、ファーウェイ、ZTE の 7 社が北京、上海、広州の 3 つの知的財産権裁判所及び北京、杭州、広州の 3 つのインターネット裁判所において、原告として提起した知的財産権事件を対象として、各社の勝訴率を分析した。

報告書によると、各インターネット企業の原告勝訴率を比較すると、その差はあまり大きくない。うち、ファーウェイの原告勝訴率は 2018 年の 87.50%から 2020 年の 95.24%まで上がり、年々上昇している。アリババの原告勝訴率は 2018 年の 96.55%から 2020 年の 79.87%まで下がり、低下傾向を続けている。テンセント、バイトダンス、網易 3 社の原告勝訴率はいずれも 2019 年にピークとなったのに対して、百度の 2019 年の勝訴率は最低値であった。バイトダンスの 1 社だけ、2018 年から 2020 年の 3 年間、勝訴率は 90%以上を維持した。

(出典：中国打撃侵権工作網 2021 年 11 月 29 日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202111/362690.html>

★★★3. 司法部、知的財産権関連業務を担う弁護士育成を強化★★★

司法部が先日発表された「第 13 期全国人民代表大会第 4 回会議第 2813 号の提案に対する回答」（以下、回答）の中で、知的財産権人材の育成を全面的に強化する方針を明らかにした。

司法部は「回答」で、「中国の知的財産権専門人材、特に高度な専門サービスを提供する弁護士は不足しており、新時代の知的財産権保護活動のニーズを満たすことは難しい」との考えを示した。

司法部はさらに、▽知的財産権弁護士の増員、特に優秀な若手弁護士が知的財産権業務に従事することを奨励する、▽知財分野の弁護士に対する業務能力検定・能力評価を試験的に展開する、▽知的財産権弁護士による弁理士資格の取得を奨励し、技術と法律の双方がわかる「融合型人材」の養成を推進、▽知的財産権法律サービスの典型的な事例の選考・奨励メカニズムを確立し、知財弁護士の職業に対する使命感を高める、▽弁護士に対する知的財産研修と指導を強化する一々の 5 つの側面から専門人材の充実を進める方針を明らかにした。

(出典：国家知識産権戦略網 2021 年 11 月 29 日)

<http://www.nipso.cn/onews.asp?id=53155>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

★★★1. 浙江省温州で知財保護共同法執行センターが設立★★★

浙江省温州市公安局が 11 月 22 日、「知的財産権保護共同法執行センター」の銘板除幕式を開催し、同センターの本格的な運用開始を発表した。

「知的財産権保護共同法執行センター」の活動体制は、市と県の 2 級ネットワークという構造をとっている。情報収集や行政・刑事の連携、共同エンフォースメント、普及啓発などの機能を担い、完全な知的財産権保護共同法執行体制の整備を目指す。市公安局が打ち出した「全国民間経済モデル都市整備に向けた 10 大重点プロジェクト」の一つで、温州市の中級人民法院（裁判所）、検察院、新聞出

版局、市場監督管理局、税関などが加盟している。

温州市公安局は今年、知的財産権に係る違法、犯罪を摘発する特別キャンペーン「崑崙 2021」や「護衛 2021」を実施し、知的財産権侵害に関わる 116 件の犯罪事件を摘発した。これらの事件で 255 人の容疑者が逮捕され、差し押さえた権利侵害商品の総額は 4 億 8000 万元（1 元は約 18 円）に上った。

(出典：中国打撃侵權工作網 2021 年 11 月 26 日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/gzdt/dfd/202111/362587.html>

【華南地域】

★★★2. 広州、「GUCCI」「LV」など 20 の国際ブランドを守る「鉄拳行動」を実施★★★

広州市市場監督管理局（知識産権局）は 11 月 24 日、専門市場における知的財産権侵害・偽造行為への打撃をさらに強化するため、「鉄拳行動」と名付けられた取り締まりキャンペーンを実施した。同局は越秀区市場監督管理局と共同で、駅前の 5 つの専門市場を突撃検査し、グッチ（GUCCI）やルイ・ヴィトン（Louis Vuitton）などの偽ブランド品を多数差し押さえた。

今回の行動は今年に入ってから、広州市市場監督管理部門が越秀区で実施した 5 回目の「鉄拳行動」で、衣類、時計、革具類商品に焦点を当て、「GUCCI」「LV」「ROLEX」など 20 の国際ブランドを重点保護対象とした。突撃検査の結果、グッチ、ルイ・ヴィトン、BURBERRY、FENDI、ROLEX、CASIO などの国際ブランドを装ったバッグ、衣類、時計など 732 点の偽物を押収したという。

(出典：中国打撃侵權工作網 2021 年 11 月 25 日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xwfb/gnxw/202111/362463.html>

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 一汽 VW、吉林省長春市で新しい技術開発センターを開設★★★

中国自動車大手の中国第一汽車集団とドイツ自動車大手フォルクスワーゲン（VW）の合弁会社、一汽大衆汽車（一汽 VW）は 11 月 29 日、吉林省長春市で新しい技術開発センターの開所式を行った。より環境に優しく、よりスマートで安全な製品をユーザーに提供することを目指し、同社の技術革新と研究開発力を強化し、吉林ひいては東北地域全体の自動車産業のモデル転換とアップグレードを後押しするプロジェクトであるという。

新センターの総投資額は 8 億 6000 万元（1 元は約 18 円）、延べ床面積は 7 万平方メートル。車両の安全性、駆動システム、車両のエネルギー消費や排出ガスなど 6 分野の試験施設を備えている。その中、車両安全衝突試験センターは、中国で最も先進的な車両安全試験研究所の 1 つであり、車両安全開発および法律規定試験の要件を満たすことができるという。

(出典：CHINA DAILY 2021 年 11 月 30 日)

<https://jl.chinadaily.com.cn/a/202111/30/WS61a57fa7a3107be4979fa87f.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. OPPO とシズベル社、長年の標準必須特許紛争で和解★★★

中国のスマートフォン大手のオッポ（OPPO）と欧州の知的財産権管理会社のシズベル（SISVEL）は先日、数年にわたる 3G、4G 規格に関する標準必須特許（SEP）をめぐる世界各地での相互提訴を取り下げ、和解すると発表した。広州知識産権法院（知財裁判所）の調停により、双方の長年にわたる特許紛争は確実に解決されたという。

3G、4G 規格に関する SEP 権利者である SISVEL 社が、OPPO と SEP ライセンス条件については合意に至らなかったため、OPPO を世界数カ国で提訴した。OPPO は SISVEL に対し、FRAND の原則に違反して市場支配的地位を濫用したとして、広州知識産権法院に提訴し、2150 万元（1 元は約 18 円）の賠償金を請求した。SISVEL 社はその後、裁判所の管轄権について、広州知識産権法院で「管轄権異議第 1 審」を、最高人民法院で「管轄権異議第 2 審」をそれぞれ提起したが、いずれも却下された。

この事件の管轄権異議についての紛争が解決された後、広州知識産権法院は今年 7 月 7 日より、双方当事人の間で調停を始めたという。

(出典：中国知識産権資訊網 2021 年 11 月 25 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=131944

★★★2. 抗うつ薬関連研究分野の特許出願、中国が世界 5 位★★★

中国教育部はこのほど、全国政治協商会議の「青少年のうつ病予防・治療対策の一步踏み込んだ実施に関する提案」に対する回答を発表した。その中、うつ病のスクリーニング検査を生徒の健康診断

に組み込み、生徒の心理的健康状況を記録することで、生徒の心理的健康状態を評価し、異常があると判断された生徒に対して重点的に関心を払うとの方針を明らかにした。このため、抗うつ薬に関連する研究開発や特許出願状況も注目されるようになった。

パットスナップ社 (PatSnap) が提供したデータによると、中国の早期抗うつ薬市場シェアは主に外資や合弁企業によって占められており、関連分野の技術開発と特許配置を早急に強化する必要がある。抗うつ剤関連の特許出願を見ると、現在世界で約 9 万 8000 件の特許出願があり、そのうち米国は世界最多の約 2 万 4000 件を有し、続いてフランス、ドイツ、日本の順。中国は 5900 件の出願で 5 位にランクされている。

一方、抗うつ薬関連特許をめぐる紛争が近年増えており、これまでの訴訟事件は 500 件を超え、200 件以上の特許に関連しているという。

(出典：中国知識産権资讯网 2021 年 11 月 22 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=131884

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト : <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。) により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved